

教育公務員特例法 (教特法) 抜粋

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任免権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

「勤務場所を離れての研修」制度を活用し、大いに学び、有意義な長期休業としましょう。

「自宅研修」も承認されます

一般的に「自宅研修」とか「宅研」と呼ばれた制度ですが、教育公務員特例法第22条(制定時は20条)では、「勤務場所を離れての研修」と規定されています。これは本属長(校長)の承認が必要なことから、教委や校長は「承認研修」

教員研修の内容は幅広いものである

というのは、大教組と府



教委の間で確認されている事項です。

例えば、下の表は沖縄の渡嘉敷島にある国立沖縄青少年交流の家で開催される研修ですが、教員免許更新講習として文部科学省から認定されている内容です。従って、同趣旨の内容を教員が個人で自主研修として行うことも可能です。

また、裏面は大阪市内で開催される韓国総領事館主催の研修ですが、大阪府教育委員会と大阪市教育委員会が後援しており、「出張」として参加する教職員もいます。内容は学術的な講義に加えて、伝統楽器(ヘグム・カヤグム)やテコンドーの実技、近畿各地に残る渡来人遺跡や文化財の見学

平成24年度免許状更新講習(選択領域)「教科指導・生徒指導その他教育の充実に係る事項」

開設者名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
講習の名称	「自然体験活動から子どもの生きる力を」(国立沖縄青少年交流の家)
講習の概要	今、学校教育に求められている、自然体験・集団宿泊活動の指導力を高めるために、自然体験・集団宿泊活動の教育的意義や活動時の指導法、活動の様子把握、安全確保の方法などを、実習や講義を通して学ぶ。主な内容は、「野外炊飯の実践」、「星座観察の技術と指導方法」、「海洋活動の指導方法」、「学級づくりに役立つレクリエーション活動」の実習・講義。
担当講師	北見靖直(国立青少年教育振興機構本部 指導主幹) 平良貴也(名桜大学 人間健康学部スポーツ健康学科准教授) 山里望(国立沖縄青少年交流の家 次長)
講習の開催地	沖縄県渡嘉敷村
時間数	18時間
講習の期間	平成24年8月15日～平成24年8月17日
対象職種	教諭
主な受講対象者	小学校教諭(中学校教諭及び高等学校教諭も可)
受講料	25,000円
受講人数	25人
受講者募集期間	平成24年4月9日～平成24年7月20日
認定番号	平24-70025-50068号

組合に加入して、「教育基本条例」「評価・育成システム」をなくそう!